

IV-14 交通障害者ための都市内施設計画立案におけるISM法の適用について

豊田高専 ○正員 荻 野 弘
豊田高専 正員 野 田 宏 治
名城大学 正員 栗 本 譲
れゴノ州立大学 勝 山 裕 之

1. はじめに

国際障害者年（昭和56年）以来、障害者の「完全参加と平等」を基本理念として障害者の生活の条件確保・自立を可能とする施設設備計画が進められており、都市内施設整備の方向は高齢者や若者、障害者やそうでない者、すべての人間が普通（ノーマル）の生活を送るためにと進んできている。すなわち、高齢者や障害者の施設をつくり、しかも遠くに隔離・分離するような施設整備ではなく、一緒に社会生活を行う施設整備の方向へと向きつつある。

本研究は、このような現状を認識した上で、愛知県（名古屋市を除く）で行われた「身体障害者生活実態調査」の「希望する施策」についての自由記述内容を用い、障害者の意識構造化を行い、施設整備計画立案の方向性を探ろうとしたものである。

2. 障害者の意識構造

（1）要素の抽出

平成元年7月に愛知県で行われた身体障害者生活実態調査報告では、県下の市町村（名古屋市を除く）における障害者数の1割にあたる8,700人を抽出し、有効回答数6,262人を得た。本研究では、その実態調査の中の自由記述による要望を用いて、施策・施設に対する意識構造化を明らかにする。自由記述による要望は、複数回答を含めて529件であった。これらの意見から、要素の抽出を行った。

（2）要素リスト

- ①施設の設置——近くに社会福祉施設がないので新しく設置して欲しいという希望がある。現在は、必要ないが、将来において家庭・社会事情が変わったら入所したいという将来的設置・増設の希望が多い。
- ②施設の改善——スロープの設置や手すりの取り付けといったハード面における施設の改善の希望がある。
- ③道路の整備——道路整備・改善の希望がある。
- ④交通機関の改善——公共交通機関の整備やハード面の不便さの解消といった希望がある。
- ⑤施設の利用——窓口業務等のソフト面に関して、より利用しやすく、利用できる施設の希望がある。
- ⑥精神的安心——今の状況や将来・老後について漠然とした不安がある。
- ⑦移動の自由——移動の制約について解消の希望がある。
- ⑧交通機関の設置——近くに交通機関がないので設置して欲しいという希望がある。
- ⑨交通機関の利用——待遇・対応等のソフト面に関して、より利用しやすく、利用できる交通機関の希望がある。
- ⑩介護・在宅サービス——障害者の高齢化や、医学の発達に伴った軽度の障害者数の軽減による障害者の重度化の傾向からヘルパーやボランティアの要望が多い。
- ⑪情報提供——施設への入所の手続きや障害者に対する交通費軽減といった情報についての不足や遅れを解消して欲しいという要望がある。
- ⑫交流・社会参加——交流・仲間作りや社会参加の促進に対しての要望がある。
- ⑬経済的安心——年金や手当の増額を求めるもの、税制の改正を求めるものといった他に施設費の経済的な安心感や交通費の割引・軽減を求める要望がある。

3. 結 果

「要素iを解消することは、要素jを解消することにつながるか（影響するか）」という関係文を使って、2.（2）の要素の一対比較をすべての組み合わせについて行い、関係（影響）がある場合には「1」、関係（影響）がない場合には「0」として関係行列を作成し、構造化を行った。図-1は、構造グラフであり、図から施策についての要望を整理すると以下のようになる。

(1) 現状や将来・老後に対する精神的不安や移動の制約についての解消希望が第一にある（⑥、⑦）。

(2) 不安は、経済面と交流・社会面から生じており（⑥←⑫、⑥←⑬）、経済面では、施設に関する施設費や入所費、交通機関に関する交通費といった費用の負担から生じている（⑬←⑤、⑬←⑨）。交流・社会面では、窓口業務の対応の悪さや事務手続きの複雑さ、市町村間においてサービスに格差があるといったことから、交流の場として施設がより良く利用できないために社会的不安が生じている（⑫←⑤）。

(3) 社会的不安、経済的不安の要因として第一に、情報の不足や遅れが挙げられる（⑫←⑪、⑬←⑪）。障害者に対する特典の存在や制度・手続きについて必要である内容事項が知られていないことが多くあり、交流・社会参加の機会や経済面での生活の向上といったことに大きく影響している。

(4) 施設が、より良く利用できるためには、ソフト面とハード面の改善や機能の充実が必要である（⑤←②）。また、現在のように同じ障害の人だけを集めないで、いろいろな障害の人を混在させた施設の希望もあり、交流や社会参加の促進につながる、新しい施設の要望も生じている（⑤←②←①）。

(5) 交通機関を利用しやすく、利用できるようにするためには社会施設と同様に整備や待遇・対応の是正の必要がある（⑨←④←⑧）。施設・交通機関の利用のしやすさは、介護や介助によって左右される（⑤←⑩、⑨←⑩）。

(6) ヘルパーの介護・介助は、在宅を重視した方向に向きつつある、自立生活への志向が強まる今日において、今後ますます必要になってくるものと予想される。

(7) 移動の制約についての解消は、道路整備や交通機関の利用・整備により左右される（⑦←③、⑦←⑨）。

4. おわりに

障害の内容と程度の違いによる交通施設整備の共通点・対立点を明確にし、都市施設整備計画の問題点を明かにしたかったが、利用したデータの制約から出来なかった。しかしながら、障害者の施策に対する意識を明確にすることはできた。今後は、障害の内容・程度との関連で構造化を行いたい。

<参考文献>

愛知県；身体障害者生活実態調査報告書，平成2年3月。

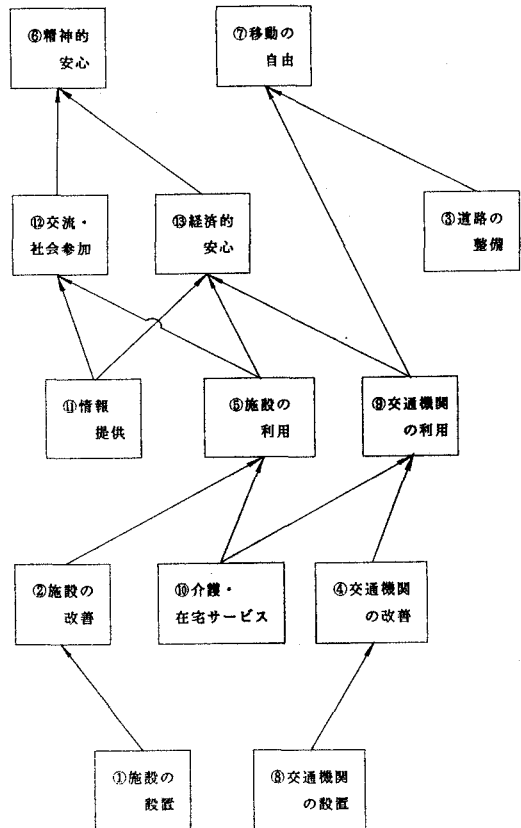


図-1 構造グラフ